

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 98

**【共通】問1** 消防法に基づく次に掲げる命令のうち、状況によっては消防長又は消防署長以外の消防吏員も命令権を行使できるものを1つ選べ。

- (1) 消防法第3条第1項に基づく屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
- (2) 消防法第5条第1項に基づく防火対象物の火災予防措置命令
- (3) 消防法第11条の5第1項に基づく危険物の貯蔵取扱基準適合命令
- (4) 消防法第17条の4第1項に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令

**【消防用設備等】問1** 次に掲げる消防用設備等のうち、消防法令上、必ずしも地下街に設置する必要のないものを1つ選べ。

- (1) 漏電火災警報器
- (2) 消防機関に通報する火災報知設備
- (3) 消防用水
- (4) 連結散水設備

**【消防用設備等】問2** 非常コンセント設備に電気を供給する電源又は同電源からの回路に関する次の記述のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (2) 電源の開閉器には、非常コンセント設備用のものである旨を表示すること。
- (3) 電源からの回路は、最上階において、2以上となるように設けること。ただし、当該階の非常コンセントの数が1個のときは、1回路とすることができる。
- (4) 電源からの回路に設ける非常コンセントの数は、10以下とすること。

**【防火査察】問1** 行政不服審査法（平成26年法律68号）が全部改正され、当該改正に伴い消防法第5条の4も一部改正された。改正された両法の規定は平成28年4月1日に施行された。消防法に基づく命令に関する不服申立等に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第17条の4第1項に基づき発動した消防長名の命令の異議申立ては、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月間に消防長に対し行うことができる。
- (2) 消防法第5条の3第1項に基づき発動した消防吏員名の命令の審査請求は、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月間に消防署長に対し行うことができる。

(3) 消防法第5条第1項に基づき発動した消防署長名の命令の審査請求は、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日間に市町村長に対し行うことができる。

(4) 消防法第8条第3項に基づき発動した消防長名の命令の異議申立ては、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月間に市町村長に対し行うことができる。

**【防火査察】問2** 消防法に基づく立入検査及び違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類される。
- (2) 一般的に略式の代執行と呼ばれている消防法第5条の3第2項に基づく措置権者は、消防法第5条の3第1項の措置権者と異なり、消防長又は消防署長である。
- (3) 消防法第4条の2第1項に基づく消防団員の立入検査は、消防法第4条第1項に基づく消防職員による立入検査の要件と異なり、消防署長が火災予防のため特に必要があると認めるときに、消防対象物及び期日を指定して実施するものである。
- (4) 消防法第8条の2の4で閉鎖障害について管理する対象として防火戸が定められているが、防火シャッターについては管理の対象として含まれないものである。

**【危険物】問1** 2人以上の運転要員を確保することとされている長時間にわたるおそれがある移送の要件についての次の記述のうち、( )に入る数値の組み合わせとして正しいものはどれか。

- ・一の運転要員による連続運転時間が、(ア)時間を超える移送
  - ・一の運転要員による運転時間が、1日当たり(イ)時間を超える移送
- (1) ア：6、イ：12
  - (2) ア：5、イ：10
  - (3) ア：4、イ：9
  - (4) ア：3、イ：7

**【危険物】問2** 次の第4類危険物のうちで、泡消火薬剤として水溶性液体用泡消火薬剤を用いることとされていないものはどれか。

- (1) アセトアルデヒド
- (2) アセトン
- (3) 酢酸
- (4) トルエン

問2 答 (1)

解説 消防庁は、救急救命士の再教育は2年間に128時間以上で、そのうち病院実習は48時間程度を充てなければならないとしている。

問3 答 (2)

解説 一類感染症ではエボラ出血熱、ペストがあり、二類感染症では結核、三類感染症ではコレラ、細菌性赤痢と位置付けられている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) ○ 命令権者は消防長(消防本部を置かない市町村においては市町村長、(2)と(4)も同じ)、消防署長その他の消防吏員である。

なお、新宿歌舞伎町の雑居ビル火災(2001年9月、44名死亡)のあと、この規定をもとに作られた消防法第5条の3(消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令)が追加された。

- (2) × 命令権者は消防長又は消防署長
- (3) × 命令権者は市町村長等
- (4) × 命令権者は消防長又は消防署長

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 (1) ○ 消防法施行令第22条1項3号参照。  
 (2) ○ 消防法施行令第23条1項1号参照。  
 (3) × 消防法施行令第27条参照。  
 (4) ○ 消防法施行令第28条の2第1項参照。  
 (1)、(2)及び(4)については、面積要件などもあるため、これらの設備が必ずしも全部の地下街に設置されているわけではない。特に、漏電火災警報器は構造要件を満たすことがほとんどないため、また、連結散水設備については延べ面積が1,000㎡以上のものにスプリンクラー設備が設置されるため、実際に設置されている例はほとんどない。

問2 答 (3)

解説 (1) ○ 消防法施行規則第31条の2第5号及び24条3号イ参照。  
 (2) ○ 消防法施行規則第31条の2第5号及び24条3号ロ参照。  
 (3) × 消防法施行規則第31条の2第6号参照。「最上階」でなく「各階」。ただし書きも「当該階」でなく「階ごと」。

(4) ○ 消防法施行規則第31条の2第7号参照。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 行政不服審査法の全部改正により異議申立てがなくなり、最上級庁に対する審査請求になった。3か月間に市町村長に対する審査請求になるので、誤り  
 (2) 消防法第5条の4の一部改正により、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日間に市町村長に対する審査請求になるので、誤り。  
 (3) 行政不服審査法及び消防法第5条の4により正しい。  
 (4) 上記1と同じで、3か月間に市町村長に対する審査請求になるので、誤り。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
 (2) 消防法第5条の3第2項により適当。  
 (3) 消防法4条の2第1項により適当。  
 (4) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」(平成14年10月24日付 消防安第107号 消防庁防火安全室長)により、防火シャッターについては防火戸に含むものであるため、不適当。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 危険物の移送に伴う事故を防止するため、移送が長時間にわたるおそれがあるときは、2人以上の運転要員を確保することとされている。  
 [参照条文]  
 危険物の規制に関する政令第30条の2第2号  
 危険物の規制に関する規則第47条の2第1項

問2 答 (4)

解説 第4類の危険物(水に溶けないもの以外のものに限る。)に用いる泡消火薬剤は、水溶性液体用泡消火薬剤とすることとされている。この「水に溶けないもの以外のもの」とは、政令別表第3備考第10号の水溶性液体とは異なるものであることに注意する必要がある。  
 [参照条文]  
 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第17条第3項、別表第4